

令和6年度～令和10年度
伊那市地域福祉計画

(伊那市成年後見制度利用促進基本計画)

(伊那市再犯防止推進計画)

概要版



ともに寄り添い 支え合い
安心な暮らしを築き輝く地域社会

令和6年（2024年）3月

長野県 伊那市

計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化と福祉ニーズの増大など現代社会における様々な課題において、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、人と人とのつながりを大切にした「地域の絆」の再生が必要とされ、地域社会全体で支えていく新しい仕組みづくりが求められています。

社会情勢の変化や地域福祉を取り巻く現況を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、お互いを認め合い、支え合う「地域共生社会」の実現に向けて「第4次伊那市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく計画であり、伊那市総合計画を上位計画として、別に定める保健福祉関係の個別計画等との整合及び連携を図り、これらの既存計画を一部内包する計画として位置づけます。



計画の一体的策定

地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画は、計画自体が豊かで住みやすい地域づくり、社会全体で支えていく仕組みづくりにつながるものとして、3つの計画の整合性を保ちながらそれぞれ包含した形で一体的に策定しました。社会福祉法第107条に基づく計画であり、伊那市総合計画を上位計画として、別に定める保健福祉関係の個別計画等との整合及び連携を図り、これらの既存計画を一部内包する計画として位置づけます。

地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づく計画であり、市民と行政、関係機関等が一体となって、地域ぐるみの福祉の実現を目指し、理念と体制づくりを推進するもの
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画であり、判断能力が十分でない方に対して、財産管理や福祉サービス等の利用手続きなどの身上監護を行い、支援していくことを定めたもの
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画であり、保健医療や福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方について定めるもの

計画の期間

計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年を計画期間とします。社会情勢の変化に対応するため、3年を目途に見直しを行います。

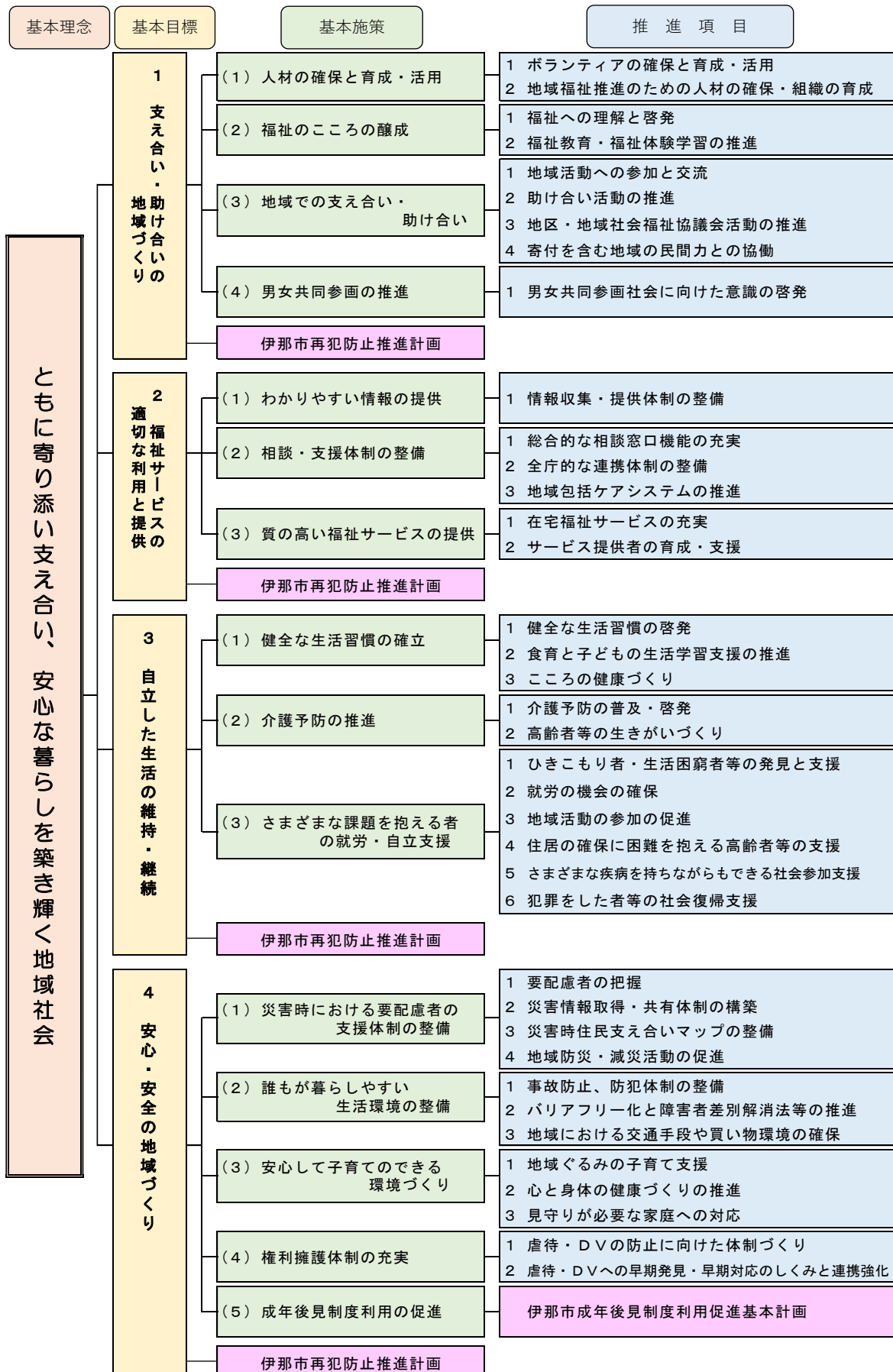
基本理念

地域のつながりを作り直し、お互い様、共助の考え方で、受け手と支え手の区別なく互いが支え合う地域共生社会をつくる必要性が重要となってきています。

本計画では、地域における“新たな支え合い（互助・共助）”をつくり出し、市内すべての地域で、健康で安心して暮らせる福祉のまちを目指して、以下のような基本理念を定め、市民、事業者、関係団体・機関と行政が協働して地域福祉を推進していきます。

**ともに寄り添い 支え合い
安心な暮らしを築き輝く地域社会**

計画の体系



基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標とそれぞれ3つから5つの基本施策を設定しています。

個々の基本施策に推進項目を設けて、市民、事業者、関係団体・機関と行政との協働により、地域福祉の取組を進めます。

基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

(1) 人材の確保と育成・活用

ボランティアの確保と育成 ・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高校・大学・企業の若い世代へのボランティア講座・活動参加への呼びかけ ◆ 学校と連携した福祉教育、人材育成
地域福祉推進のための人材 の確保・組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉のネットワーク化の推進 ◆ 地域福祉活動への理解と活動の啓発 ◆ 包括的な福祉相談体制の構築

(2) 福祉のこころの醸成

福祉への理解と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉や障害などに関する学習機会の場をつくる ◆ 社協が行う共生社会実現に向けた事業の支援 ◆ 学校での保育園、高齢者施設との世代間交流促進
福祉教育・福祉体験学習の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校の長期休業中での福祉体験や学生交流の実施 ◆ キャリア教育や実習生の受け入れに協力し、福祉人材の育成を推進

(3) 地域での支え合い・助け合い

地域活動への参加と交流	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域交流や団体活動等、住民相互の交流を深める ◆ モバイル公民館を活用した連携・協働の推進 ◆ 高齢者クラブの活動等、地域貢献活動を支援
助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 声掛け・見守りの必要な子ども、高齢者、障害者等の情報を地域で共有 ◆ 地域見守りネットワーク事業の事業所への啓発
地区・地域社会福祉協議会 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区・地域社協の役割と機能強化 ◆ 地域福祉活動の推進を支援 ◆ 地域社協未設置地区への設置の推進と支援
寄付を含む地域の民間力と の協働	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内企業の事業者への社会福祉貢献や地域社会の福祉活動への参加呼びかけ ◆ 地域福祉活動を支える赤い羽根共同募金への協力

(4) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会に向けた意識の啓発

- ◆性的マイノリティへの理解を進める機会の創設
- ◆性別にとらわれず多様な選択社会実現の知識を習得するための機会提供と意識改革のための啓発

基本目標 2 福祉サービスの適切な利用と提供

(1) わかりやすい情報の提供

情報収集・提供体制の整備

- ◆ホームページ、SNS、パンフレットなど様々な媒体を通じた情報提供
- ◆保健・福祉・医療等の積極的な情報提供の推進

(2) 相談・支援体制の整備

総合的な相談窓口機能の充実

- ◆児童等相談窓口として子ども専門部署の組織充実
- ◆他機関と連携し、専門職による訪問相談の実施
- ◆民生児童委員による地域住民の相談対応を支援

全庁的な連携体制の整備

- ◆重層的支援体制整備事業として、制度福祉、地域福祉、まちづくり分野との連携体制の構築
- ◆制度を横断した支援体制の連携強化

地域包括ケアシステムの推進

- ◆医療と介護の連携から、認知症への理解の取組、疾病の重症化予防など切れ目ない支援体制の構築
- ◆医療・介護の専門職等幅広いネットワークの構築

(3) 質の高い福祉サービスの提供

在宅福祉サービスの充実

- ◆介護保険と障害福祉制度の共生型サービスの充実
- ◆宅幼老所、地域密着型サービス施設等の整備推進
- ◆利用者ニーズに合った在宅福祉サービスの提供

サービス提供者の育成・支援

- ◆研修会・学習会の参加により職員の専門性向上
- ◆集団指導・運営指導及び監査により、サービス事業者の質の向上を図る

基本目標 3 自立した生活の維持・継続

(1) 健全な生活習慣の確立

健全な生活習慣の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆若年層への適切な生活習慣のための普及啓発 ◆健康面を支えるための情報提供と意識向上を図る ◆日常の生活の中で適切な生活習慣を身に付ける
食育と子どもの生活学習支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども栄養課題を共有し課題解決の取組を推進 ◆健全な食生活の実践に向けた学習会の開催 ◆安心して過ごせる場や健全な日常生活の場の提供
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な相談窓口、連絡先、利用方法の周知を図る ◆心の悩みを持つ人の支援サポーターの養成 ◆学校教育の場での命の教育を進める

(2) 介護予防の推進

介護予防の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で参加しやすい介護予防事業の企画と実施 ◆出前講座・健康教育で疾病予防の普及啓発の実施 ◆介護予防事業をサポートする人材育成
高齢者等の生きがいつくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者クラブへの活動支援、高齢者の知恵袋事業を活用した生きがいつくりの創出 ◆生きがいつくりの講座や世代間交流事業の実施

(3) さまざまな課題を抱える者の就労・自立支援

ひきこもり者・生活困窮者等の発見と支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆早期発見・支援につながるネットワークの構築 ◆ひきこもり者、生活困窮者等複合的な課題を持つ世帯の支援を関係機関と連携して行う
就労の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆就職に悩む若年者や障害者を対象に相談会の実施 ◆就労支援機関との連携と障害者雇用の理解促進 ◆障害者法定雇用率の事業主や市民への理解促進
地域活動の参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民同士のお互い様の関係を持った助け合い活動 ◆住民同士が地域の一員として安心して暮らせ、参加できる場づくりの支援
住居の確保に困難を抱える高齢者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅セーフティネット機能が果たされるよう必要戸数を確保し支援する ◆官民連携した住宅確保に関するネットワーク構築
さまざまな疾病を持ちながらもできる社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域にさまざまな居場所を作る ◆相談窓口を明確化し、孤立しない地域づくり構築 ◆医療・介護・就労等の各機関のネットワーク構築
犯罪をした者等の社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護司会と連携し、更生保護活動の理解と醸成を図り、保護司適任者の選任の取組と協力の推進 ◆犯罪をした者等への福祉関連の総合的支援の推進

基本目標4 安心・安全の地域づくり

(1) 災害時における要配慮者の支援体制の整備

要配慮者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿の整備と支援体制の構築 ◆共助を核とした地域の防災づくりの支援と具体的な要支援者の支援策の検討と取組
災害情報取得・共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆伊那市防災気象情報を活用し、個人の早期避難と地区の早期支援の促進 ◆防災無線や多様なチャンネルの情報取得の複層化
災害時住民支え合いマップの整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区防災計画策定を推進し、マップの作成の支援 ◆個別避難計画を地区における要配慮者対策につなげる仕組みの構築
地域防災・減災活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所運営研修会の実施や運営ガイドライン等の作成を行い、実践的な避難所運営にむけ備える ◆総合防災訓練や防災お出かけ講座を継続的に実施

(2) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

事故防止、防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区や保護者と連携した見守り体制の協力要請や日頃の防犯教育を学校と連携し充実を図る ◆特殊詐欺、消費者トラブル防止の相談や講座実施
バリアフリー化と障害者差別解消法等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ◆障害者差別解消法に基づき、民間事業所での取組を進めるための支援の実施
地域における交通手段や買い物環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉有償運送事業実施法人への支援の推進 ◆特殊車両が必要な障害者や高齢者に、福祉タクシーの利用料の助成やその他要介護者へ助成券の交付

(3) 安心して子育てのできる環境づくり

地域ぐるみの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆信州型コミュニティ・スクールの活動充実 ◆ファミリーサポートセンター等地域の子育て支援 ◆子ども見守りや子ども食堂等居場所づくりの推進
心と身体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本的な生活習慣の習得や食育を推進し子どもの心と身体の健康づくりを支援 ◆子育て環境や子どもの健康課題の専門職情報共有
見守りが必要な家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ライフステージに応じた家庭や子育てに関する悩み相談等にワンストップで対応する体制づくり ◆学校と連携した要保護・要支援家庭の把握と支援

(4) 権利擁護体制の充実

虐待・DVの防止に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆虐待の種類や通報義務等虐待防止に関する情報を伝え、市民の意識啓発を図る ◆虐待に関する相談・通報する相談窓口の広報
虐待・DVへの早期発見・早期対応のしくみと連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆権利擁護ネットワークの拡充 ◆行政・医療・警察・司法等との連携強化 ◆一時的に避難できるシェルターの確保

成年後見制度利用促進基本計画

計画の目標

- 高齢者・障害者の総合的な権利擁護支援体制の構築
- 成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制の整備

現状と課題

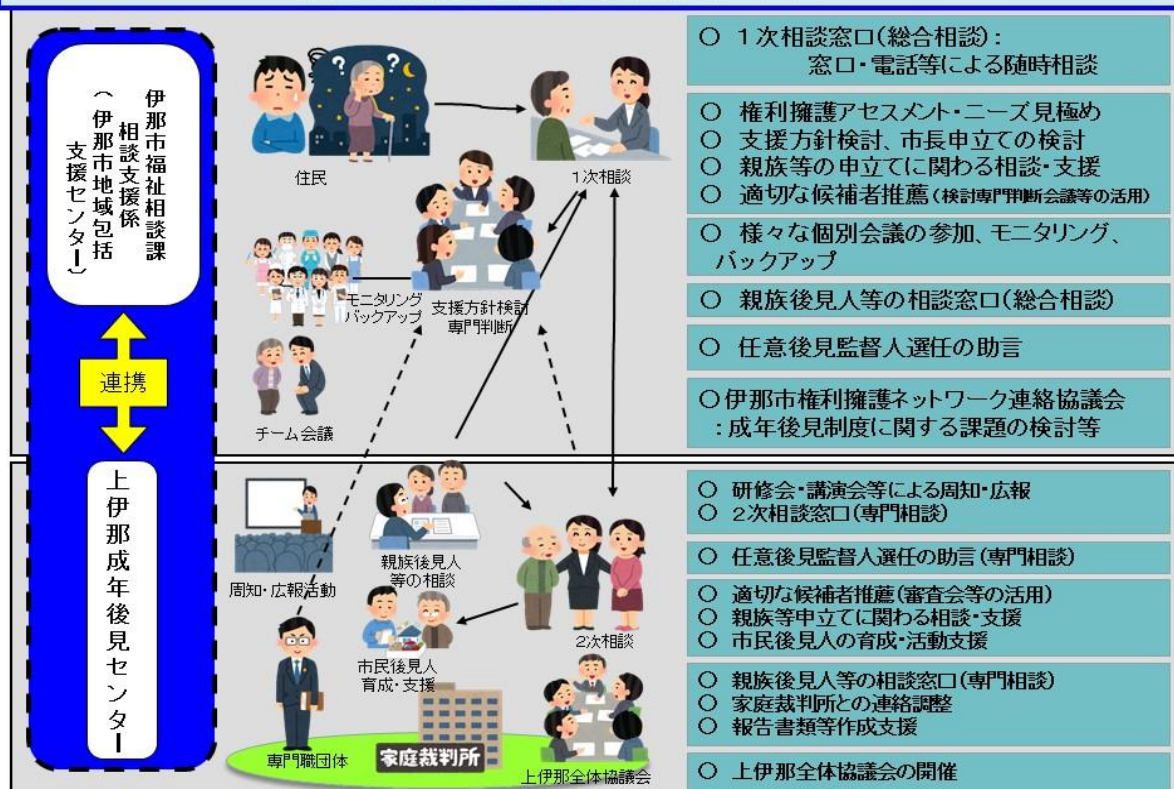
◆ 現状 ◆

- ・伊那市は、権利擁護や成年後見制度相談の窓口を設置し、上伊那成年後見センターや伊那市社会福祉協議会と連携・協力しています。
- ・「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会」において、権利擁護や成年後見制度の課題等について、専門職や関係団体を協議しています。

◆ 課題 ◆

- ・成年後見制度利用者数は増加傾向であり、介護支援専門員や病院等の関係者の調査からも、制度を必要とする方は増加してきていると考えられます。
- ・成年後見人制度の利用者数が増加している一方、後見人等受任者は不足気味で、上伊那成年後見センターや専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）の協力を得て受任できている状況です。

成年後見制度の相談システム



具体的な取組

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会の開催

「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会」を開催し、虐待を含めた様々な課題を検討し、権利擁護支援を進めていきます。

身寄りのない方の支援

医療同意や死亡後の事務などに課題があるため、身寄りのない方の支援についてガイドラインの作成を検討していきます。

成年後見制度市長申立ての迅速な判断

判断能力がない方、身寄りのない方、経済的な虐待を受けている方の市長申立ての迅速な判断を行います。

市長申立ての場合は、「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会個別検討部会」を通して上伊那後見センター・専門職団体へ受任依頼を行います。

成年後見制度利用支援事業等の普及啓発

市民や後見人等に広報・周知を図ります。障害者・高齢者を支援している事業所については、研修を実施し制度の普及啓発を図ります。必要な方には、「日常生活自立支援事業」「くらしの安心サービス」や家族信託、民間の財産信託サービス等の情報提供を行います。

後見人等の支援

専門職が後見人となった場合は、相談・連携・支援を行います。

上伊那成年後見センターとの連携

上伊那管内の権利擁護に関係する専門職と協議する、地域連携ネットワーク会議に参加し、各市町村の状況を把握し、後見人不足等の課題を検討します。市民後見人の育成支援、成年後見制度普及啓発に協力します。

不正防止

関係職員の不正防止に取り組み、相互に連携・相談できる体制を整えます。

担当職員のスキルアップ

虐待も含めた権利擁護問題への職員同士の情報共有や、県や専門職団体が開催する研修会へ参加し、先進市町村の状況を積極的に学んでいきます。

再犯防止推進計画

計画の趣旨

犯罪をした者等が地域社会で取り残されることなく、円滑に社会復帰できることを支援していくとともに、市民が犯罪による被害にあうことや犯罪をすることのないよう、安全で安心な地域社会の実現を目指し策定するものです。

計画の基本方針

犯罪や非行をした者等の立ち直りを支え、受け入れることのできる地域づくり、犯罪が起こりにくい社会づくりのために、地域福祉計画に掲げる4つの基本目標を重点的な取組として置き、連動する形で再犯防止の施策推進に総合的に取り組みます。

具体的な取組

支え合い・助け合いの地域づくり

- ・差別や偏見が無く、支援・協力ができるような啓発活動
- ・関係機関と連携し、地域ぐるみや近所同士のつながりを通じた防犯対策の推進
- ・共に支え合う地域づくり、福祉の担い手育成に努める
- ・再犯防止活動や地域の支援団体などの組織活動への支援と協賛団体の確保

福祉サービスの適切な利用と提供

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう福祉関係団体と連携した相談・支援
- ・生活困窮者への自立に向けたサポートやサービスを確実に受けられる支援の推進
- ・薬物依存やアルコール依存など専門的対応が確実にとれる総合的な支援体制の確立
- ・学校と連携した防犯、薬物等に係る教育と若年層からの啓発の取組

自立した生活の維持・継続

- ・住環境を提供できる入居支援体制の確立や市社協と連携した生活困窮者自立支援制度による就労支援や住居確保支援
- ・就職が困難な保護観察対象者や矯正施設出所者等の改善更生に協力する民間の協力事業主の拡大と普及促進
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録推進

安心・安全の地域づくり

- ・社会を明るくする運動の周知・啓発
- ・お互いが助け合い、支え合い、見守る活動を通じて、犯罪そのものが起こりにくい地域環境の推進
- ・青少年の非行や犯罪防止に関する地域活動や啓発活動の実施、居場所づくりや地域ぐるみで見守る環境の醸成など個人と社会がつながる仕組みづくりの構築

伊那市地域福祉計画（概要版）

令和6年3月 発行

編集・発行 伊那市 保健福祉部 社会福祉課

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

電話 0265-78-4111 内線 2311

FAX 0265-78-5778

E-mail fuk@inacity.jp